

春日井市介護保険サービス利用者負担軽減要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険サービスの利用促進を図り、高齢者の自立した生活を継続できるよう支援するため、高齢者のいる低所得世帯であつて、特に生計が困難である者に対して、介護保険サービスの提供を行う市町村及び社会福祉法人等が利用者負担を軽減することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民税非課税世帯 介護保険サービスの利用者負担（以下「利用者負担」という。）の軽減を受ける者が属する世帯のすべての世帯員が、当該軽減を受ける年度（当該軽減を受ける月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）に納付すべき市民税が非課税となる者又は春日井市市税条例（昭和29年春日井市条例第26号）で定めるところにより当該市民税を免除された者で構成されている世帯をいう。
- (2) 利用者負担額 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に定める居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスに係る利用者負担額で別表に掲げる軽減対象利用者負担額をいう。
- (3) 食費 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第61条、第65条の3、第79条、第84条及び第85条の3に規定する食事の提供に要する費用をいう。
- (4) 居住費 介護保険法施行規則第65条の3及び第79条に規定する居住に要する費用をいう。
- (5) 滞在費 介護保険法施行規則第61条及び第84条に規定する滞在に要する費用をいう。

(6) 宿泊費 介護保険法施行規則第65条の3及び第85条の3に規定する宿泊に要する費用をいう。

(軽減対象者)

第3条 社会福祉法人等による利用者負担の軽減の対象となる者（以下「軽減対象者」という。）は、市が行う法に規定する要介護認定を受けた被保険者又は要支援認定を受けた被保険者で、市民税非課税世帯に属し、次に掲げる要件を満たすもののうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市長が認める者及び生活保護法（昭和25年法律144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「生活保護者」という。）とする。

- (1) 世帯の年間収入が単身世帯で1,500,000円、世帯員が1人増えるごとに500,000円を加算した額以下であること。
- (2) 世帯の預貯金等の額が単身世帯で3,500,000円、世帯員が1人増えるごとに1,000,000円を加算した額以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

(軽減法人等)

第4条 利用者負担の軽減を行おうとする法人等（以下「軽減法人等」という。）は、当該軽減法人等が介護サービスを提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事及び市長に対して利用者負担の軽減の実施を申出なければならない。この場合において、市長への申出をしようとするときは、社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書（第1号様式）を提出するものとする。

2 軽減法人等が、軽減を廃止しようとするときは、軽減の申出を行った都道府県知事及び市長に対して利用者負担軽減の廃止の届出をしなければならない。この場合の市長への届出は、社会福祉法人等による利用者負担軽減廃止の届出書（第2号様式）を提出するものとする。

(対象サービス及び軽減割合)

第5条 軽減対象者が利用者負担の軽減を受けることができる介護保険サービス（以下「対象サービス」という。）は、軽減法人等が行う次のサービス（第1号から第8号まで及び第10号のサービスにあつては、区分支給限度基準額（法第43条第1項に規定する居宅介護サービス費区分支給限度基準額をいう。）を超えないもの、第12号から第14号までのサービスにあつては、介護予防区分支給限度基準額（法第55条第1項に規定する介護予防サービス費等区分支給限度基準額をいう。）を超えないもの、第15号及び第16号のサービスにあつては、市長が定める限度額を超えないものに限る。）とする。ただし、生活保護者については、第3号、第9号、第11号及び第12号のみを対象サービスとする。

- (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護
- (2) 法第8条第7項に規定する通所介護
- (3) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護
- (4) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (5) 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護
- (6) 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護
- (7) 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護
- (8) 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護
- (9) 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (10) 法第8条第23項に規定する複合型サービス
- (11) 法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービス
- (12) 法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護
- (13) 法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
- (14) 法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
- (15) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「地域医療法」という。）附則

第10条に規定する介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

(16) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業のうち地域医療法附則第10条に規定する介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

2 対象サービスに係る軽減の対象とする費用及び割合は、別表のとおりとする。
(申請)

第6条 利用者負担の軽減を受けようとする者は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（第3号様式）及び社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認生活状況申告書（第4号様式）を市長に提出するものとする。ただし、生活保護者については、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認生活状況申告書の提出を省略することができる。

(対象の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、軽減の可否を決定し、同条の申請者へ社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書（第5号様式）により通知するとともに、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証（第6号様式。以下「確認証」という。）を交付するものとする。

(確認証の適用日)

第8条 確認証は、申請のあった日の属する月の初日から適用するものとする。

ただし、申請のあった日が現に交付を受けている確認証の有効期限内である場合は、当該有効期限の翌日から適用するものとする。

(確認証の有効期限)

第9条 確認証の有効期限は、前条の適用日後最初に到来する7月31日とする。

(利用の手続き)

第10条 確認証の交付を受けた者（以下「確認証交付者」という。）は、利用者負担の軽減を受けようとする場合は、あらかじめ当該サービスを提供する軽減法人等の事業所又は施設に確認証を提示するものとする。

(利用者負担)

第11条 確認証交付者は、対象サービスの提供を行う軽減法人等に対し、利用者負担額、食費、居住費、滞在費及び宿泊費から確認証に記載されたところにより軽減された利用者負担額を支払うものとする。

(不正利得の返還)

第12条 偽りその他不正の行為によってこの要綱に基づく対象サービスに係る利用者負担の軽減を受けた者があるときは、市長は、軽減法人等と協議の上、軽減額の全部又は一部を当該軽減を受けた者から軽減法人等に返還するよう求めるものとする。

(確認証の返還)

第13条 確認証交付者は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、確認証を速やかに市長に返還しなければならない。

- (1) 確認証の有効期限が満了したとき。
- (2) 転出又は死亡により春日井市の被保険者でなくなったとき。
- (3) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (4) その他確認証を必要としなくなったとき。

2 市長は、確認証交付者が次の各号のいずれかに該当するときは、確認証を返還させるとともに、軽減の決定を取り消すことができる。

- (1) 確認証を他人に譲渡又は貸与したとき。
- (2) 虚偽の申請等の不正行為があったとき。

3 市長は、前項の規定により軽減の決定を取り消したときは、確認証交付者に社会福祉法人等利用者負担軽減資格喪失通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(軽減法人等に対する助成)

第14条 市長は、軽減法人等がこの要綱に基づき軽減対象者に対象サービスに係る利用者負担の軽減を行った場合は、別に定めるところにより、当該軽減法人等に対し軽減に要した費用の一部を助成するものとする。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に対象利用サービスを利用したものに係る別表の規定の適用については、同表中「4分の1」とあるのは「100分の28」と、「2分の1」とあるのは「100分の53」とする。ただし、当該サービスに係る居住費及び食費については、この限りではない。

附 則

この要綱は、平成18年10月2日から施行し、改正後の春日井市介護保険サービス利用者負担軽減要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に春日井市介護保険サービス利用者負担軽減要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市介護保険サービス利用者負担軽減要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市介護保険サービス利用者負担軽減要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月12日から施行し、同日以後の利用者負担の軽減に係るものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行し、同日以後の利用者負担の軽減に係るものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年3月15日から施行する。ただし、第5条第1項に2号を加える改正規定及び別表の改正規定（地域密着型通所介護を加える部分を除く。）は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の別表備考第3項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後の利用者負担の軽減について適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後の利用者負担の軽減について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後の利用者負担の軽減について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市介護保険サービス利用者負担軽減要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市介護保険サービス利用者負担軽減要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

別表（第5条関係）

対象サービス	軽減対象経費	減額割合
介護福祉施設サービス 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(1) 旧措置入所者 10%の利用者負担額、食費及び居住費 ただし、利用者負担割合が5%以下のものについては、ユニット型個室の居住費 (2) その他の入所者 10%の利用者負担額、食費及び居住費 (生活保護者は、個室の居住費に限る。)	4分の1 ただし、老齢福祉年金受給者は2分の1、生活保護者は全額
訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）	(1) 経過措置対象者 軽減後の利用者負担額 (2) その他の利用者 10%の利用者負担額	
通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）	10%の利用者負担額及び食費	
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	10%の利用者負担額、食費及び滞在費 (生活保護者は、個室の滞在費に限る。)	
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 複合型サービス	10%の利用者負担額、食費及び宿泊費	

備考

- 1 「旧措置入所者」とは、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13

条第1項に定めるものをいう。

- 2 「経過措置対象者」とは、低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成12年5月1日老発第474号）障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱3(1)アに定めるもの及び春日井市訪問介護等利用者負担額減額実施要綱（平成12年4月1日施行）第2条第1項第1号に定めるものをいう。
- 3 生活保護法による保護の基準の一部改正（平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」別添2 4留意事項に掲げるものに限る。）により生活保護が廃止された者であって、廃止時点において同通知別添2に基づく軽減又は特定入所者介護サービス費若しくは特定入所者介護予防サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかったもののうち、引き続き第3条に該当するものについては、この表の規定にかかわらず、減額割合を居住費以外に係る利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者については2分の1）とするとともに、居住費に係る利用者負担については全額とする。
- 4 介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に係る食費、居住費及び滞在費の軽減については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。